

指導検査基準（介護予防特定福祉用具販売事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令
<p>第1 人員に関する基準</p> <p>1 福祉用具専門相談員の員数</p>	<p>(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。</p> <p>ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と指定特定介護予防福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすものとみなすことができる。</p> <p>指定福祉用具貸与事業者</p> <p>指定特定福祉用具販売事業者</p> <p>指定介護予防福祉用具販売事業者</p> <p>(2) 特定介護予防福祉用具販売は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。</p> <p>(3) 福祉用具専門相談員は、次の各号のいずれかに該当するものとなっているか。</p> <p>保健師</p> <p>看護師</p> <p>准看護師</p> <p>理学療法士</p> <p>作業療法士</p> <p>社会福祉士</p> <p>介護福祉士</p>	<p>法第115条の4第1項</p> <p>居宅条例第255条第1項・第2項</p> <p>居宅規則第75条第1項・第2項</p> <p>法施行令第4条第1項</p>

	<p>義肢装具士</p> <p>介護員養成研修修了者（介護職員初任者研修課程、介護職員基礎研修課程、又は訪問介護に関する一級課程若しくは二級課程の修了者に限る。）</p> <p>福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者</p>	<p>法規則第22条の31第1項</p>
2 管理者	<p>指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>居宅条例第256条第1項・第2項</p>
第2 設備に関する基準		
1 設備等	<p>(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第268条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>法第115条の4第2項</p> <p>居宅条例第257条第1項</p> <p>居宅条例第257条第2項</p>
第3 運営に関する基準		
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p>	<p>法第115条の4第2項</p> <p>居宅条例第262条準用（第52条の3第1項）</p> <p>居宅施行要領第四の一（第三の一の3の(5)参照）</p>

2	心身の状況等の把握 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	居宅条例第262条準用（第52条の8）
3	介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定介護予防福祉用具販売を提供しているか。	居宅条例第262条準用（第52条の1）
4	サービスの提供の記録 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	居宅条例第258条
5	販売費用の額等の受領 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第56条第3項に規定する現に当該指定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けているか。 (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の費用の額の支払を利用者から受けているか。 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 (3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	居宅条例第259条第1項 居宅条例第259条第2項 居宅規則142号67条各号 居宅条例第259条第3項
5	保険給付の申請に必要な書類等の交付 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額（以下「販売費の額」という。）の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	居宅条例第260条

	<p>販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品名及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書</p> <p>領収書</p> <p>当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要</p>	
6 運営規程	<p>指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域</p> <p>その他運営に関する重要事項</p>	居宅条例第262条準用（第241条）
7 適切な研修の機会の確保	<p>指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、専門相談員の資質の向上のために、特定介護予防福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。</p>	<p>居宅条例第262条準用（第243条）</p> <p>居宅施行要領第四の一（第三の一の3の（4）の参照）</p>
8 福祉用具の取扱種目	<p>指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定介護予防福祉用具を取り扱うようにしているか。</p>	居宅条例第262条準用（第244条）
9 勤務体制の確保等	<p>（1）指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定介護予防福祉用具販売を提供できるよう、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>（2）指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。</p>	<p>居宅条例第262条準用（第120条の2第1項）</p> <p>居宅施行要領第四の一（第三の六の3の（4）の参照）</p>

	<p>(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定介護予防福祉用具販売を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>居宅条例第262条準用（第120条の2第2項）</p>
10 掲示及び目録の備え付け	<p>(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置しているか。</p> <p>(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定特定介護予防福祉用具販売事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。</p>	<p>居宅条例第262条準用（第246条第1項）</p> <p>居宅条例第262条準用（第246条第2項）</p> <p>居宅条例第262条準用（第246条第3項）</p>
11 秘密保持等	<p>(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>居宅条例第262条準用（第54条の4第1項）</p> <p>居宅施行要領第四の一（第三の一の3の(23)の参照）</p> <p>居宅条例第262条準用（第54条の4第2項）</p> <p>居宅施行要領第四の一（第三の一の3の(23)の参照）</p> <p>居宅条例第262条準用（第54条の4第3項）</p> <p>居宅施行要領第四の一（第三の一の3の(23)の参照）</p>
12 苦情処理	<p>(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、提供した指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>居宅条例第262条準用（第54条の7第1項）</p> <p>居宅施行要領第四の一（第三の一の3の(25)の参照）</p>

	<p>(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、本基準 28(2)のの規定に基づき、苦情の内容等の記録は2年間保存しているか。</p> <p>(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	<p>居宅条例第262条準用(第54条の7第2項) 居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(25)の 参照)</p> <p>居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(25)の 参照)</p>
13 事故発生時の対応	<p>(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、本基準 28(2)のの規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は2年間保存しているか。</p> <p>(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(5) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>居宅条例第262条準用(第54条の9第1項) 居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(27)参照)</p> <p>居宅条例第262条準用(第54条の9第2項) 居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(27)参照)</p> <p>居宅条例第262条準用(第54条の9第3項)</p> <p>居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(27)の 参照)</p>
第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
1 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	<p>福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによっているか。</p> <p>(1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づ</p>	<p>居宅条例第264条各項 居宅施行要領第四の三の12の(2)の</p>

2 特定介護予防福祉用具販売計画の作成	<p>き相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ているか。</p>	
	<p>(2) 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。</p>	<p>居宅施行要領第四の三の12の(2)の</p>
	<p>(3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。</p>	
	<p>(4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書（用具販売事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法に指導を行っているか。</p> <p>特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性当利用に際しての注意事項を十分説明しているか。</p>	<p>居宅施行要領第四の三の12の(2)の</p>
	<p>(5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。</p>	<p>居宅施行要領第四の三の12の(2)の</p>
	<p>(1) 福祉用具専門相談員は当該基準の第5の2(1)に規定する利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて指定特定介護予防福祉用具販売の目標（福祉用具の利用目標）、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容（具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等）、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しているか。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載しているか。なお、介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。</p>	<p>居宅条例第265条第1項 居宅施行要領第四の三の12の(3)の</p>
	<p>(2) 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p>	<p>居宅条例第265条第2項 居宅施行要領第四の三の12の(3)の</p>
	<p>(3) 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ている</p>	<p>居宅条例第265条第3項 居宅施行要領第四の三の12の(3)の</p>

第5 変更の届出等	<p>か。</p> <p>(4) 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。</p> <p>なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、当該基準 28(2)の規定に基づき、二年間保存しているか。</p>	<p>居宅条例第265条第4項</p> <p>居宅施行要領第四の三の12の(3)の</p> <p>居宅施行要領第四の三の12の(3)の</p>
1 変更の届出等	<p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第115条の5第1項</p> <p>法第115条の5第2項</p>